

平成30年度予算のお知らせ

当健康保険組合の平成30年度予算が、2月16日開催の第98回組合会において承認されました。

一般勘定

3月
から

健康保険料率が変わります 平成30年3月分保険料（4月給与控除分）から変更

●收入

当健保の財政は、標準報酬月額・賞与ともに減少傾向のなか、医療給付費は増加傾向が止まらず、さらに高齢者医療制度への納付金が重い負担となっており、厳しい状況が続いています。

このようなことから、収入の不足分を補うため、平成30年3月分保険料（4月給与控除分）から健康保険料率の引き上げを行います。

保険料率の引き上げにより、収入の主である保険料による収入(予算)は、前年度比9009万8千円増の35億4066万4千円となります。

●支出

みなさまが病院にかかったときの医療費などにあてられる

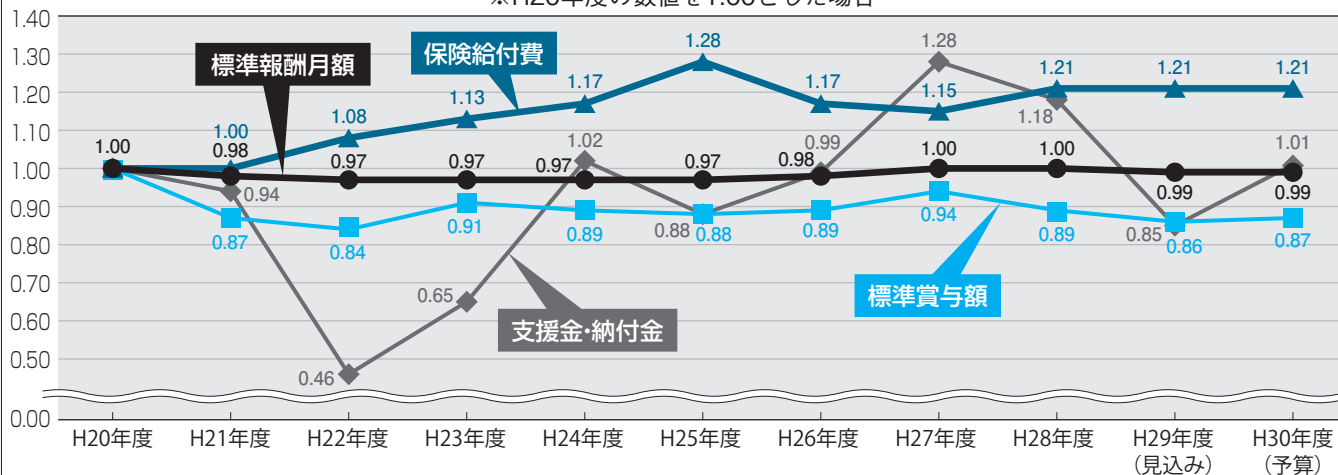
保険給付費は19億9788万2千円で、前年度より4042万5千円増と見込みました。高齢者医療制度への納付金は、前期高齢者納付金が前年度比2億7642万1千円の大増となり、納付金全体では前年度より2億7385万5千円増の16億8197万7千円と見込みました。

このほか、保健事業費は7701万8千円を計上しました。各種健診やインフルエンザ予防接種補助をはじめ、新規事業である禁煙活動支援や糖尿病対策を実施するための費用にあてます。

以上の結果、本来の健保組合の財政状況を示す経常収支では2億5406万6千円円の赤字となりましたので、繰入金と健康保険組合連合会からの交付金を計上し、予算を編成しました。

被保険者 1 人あたりの標準報酬月額、平均賞与額、保険給付費および支援金・納付金の推移

※H20年度の数値を1.00とした場合



定 勘 護 介

介護保険料率は据え置き

保険料収入（予算）は、前年度に比べ1296万5千円増の5億5212万2千円となります。

介護サービス等にかかる費用として健保組合が負担する介護納付金は5億2250万9千円と見込みました。

(単位:千円)

(単位:千円)

平成30年度
収入支出予算概要表
介護勘定

収入	科 目	予 算 額
	介 護 保 険 収 入	552,122
	国 庫 補 助 金 受 入	1
	雑 収 入	1
	収入合計	552,124

	科 目	予 算 額
支出	介 護 納 付 金	522,509
	介 護 保 険 料 還 付 金	1
	雑 支 出	2
	予 備 費	29,612
	支出合計	552,124

予算の基礎数値

介護保険第2号被保険者数	8,561 人	保 険 料 率	23.0/1000
介護保険第2号被保険者たる 被 保 険 者 数	7,631 人	事 業 主 負 担	11.5/1000
		被 保 険 者 負 担	11.5/1000
平 均 標 準 報 酬 月 額	225,855 円		

平成30年度
収入支出予算概要表
一般勘定

収入

(単位:千円)	
科 目	予 算 額
保 険 料	3,540,664
国 庫 負 担 金 収 入	1,500
調 整 保 険 料 収 入	32,306
繰 入 金	150,000
国 庫 補 助 金 収 入	1,501
財 政 調 整 事 業 交 付 金	140,000
雑 収 入	707
収入合計	3,866,678
経常収入合計	3,544,370

支出

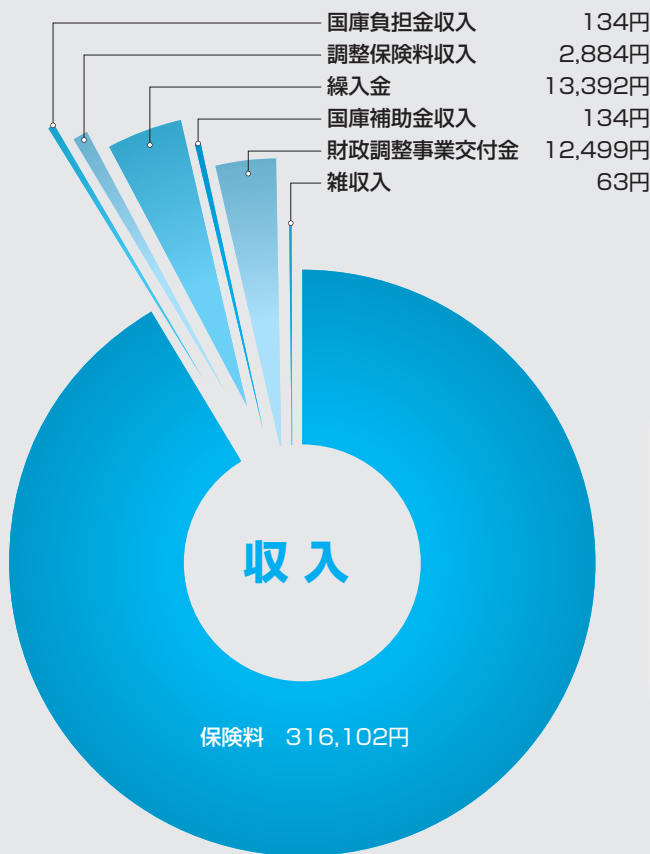
(単位:千円)	
科 目	予 算 額
事 務 費	37,971
保 険 給 付 費	1,997,882
納 付 金	1,681,977
前期高齢者納付金	943,708
後期高齢者支援金	723,809
病床転換支援金	6
退職者給付拠出金	14,454
保 健 事 業 費	77,018
還 付 金	2
財 政 調 整 事 業 拠 出 金	32,306
連 合 会 費	3,437
雑 支 出	151
予 備 費	35,934
支出合計	3,866,678
経常支出合計	3,798,436

(単位:千円)	
収支差引額	0
経常収支差引額	-254,066

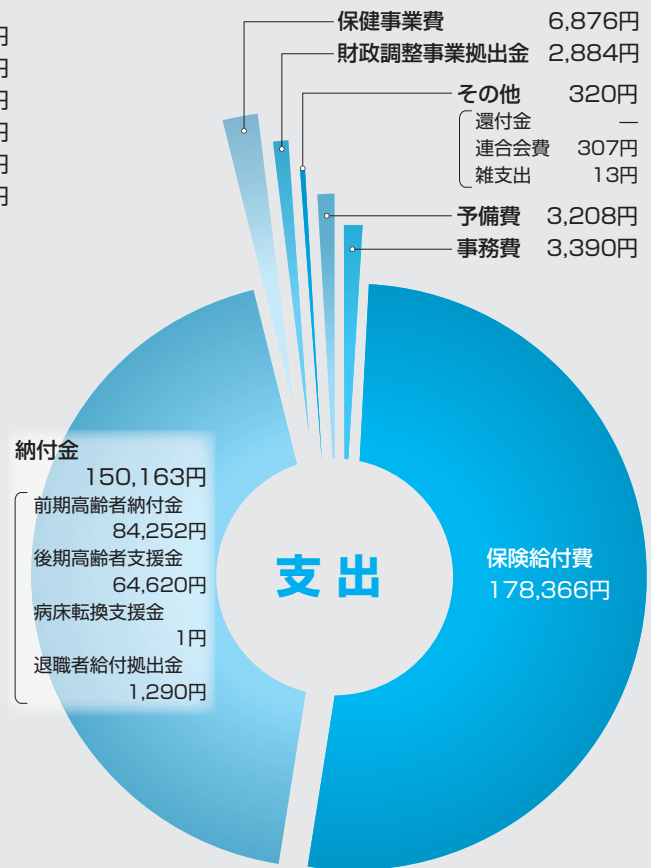
予算の
基礎数値

被 保 険 者 数	11,201 人	平 均 標 準 報 酬 月 額	221,970 円
男	3,797 人	男	323,663 円
女	7,404 人	女	169,938 円
被 扶 養 者 数	4,436 人	保 険 料 率	104.0/1000
平 均 年 齢	45.46 歳	事 業 主 負 担	52.5/1000
男	41.84 歳	被 保 険 者 負 担	51.5/1000
女	47.31 歳		

予算を1人あたりで見ると



収入合計 345,208円



支出合計 345,208円

※端数処理の関係で合計があわない場合があります

平成30年度



保健事業のご案内

平成30年度、新たな保健事業を始めます。ご自身の健康づくりのためにぜひご活用ください。

New

禁煙活動支援

被保険者ならびに被扶養者の禁煙を目指す人に対し、禁煙治療・禁煙補助薬の費用補助をします。

糖尿病対策

HbA1cの値が6.5%以上の人を対象に、保健師が電話等による受診勧奨を実施します。

詳しくは6ページをご覧ください。

ホームページ

健康保険の制度のしくみや保険給付、保健事業の詳しい情報や申請用紙などを掲載しています。

URL <http://heiwado-kenpo.or.jp/>

特定健康診査（4～9月頃）

いわゆるメタボ健診。40歳以上の被保険者ならびに被扶養者が対象。

ただし、被保険者（任意継続者除く）は事業所の実施する定期健康診査とかねて実施しています。

特定保健指導（7～3月頃）

特定健診の結果に基づき判定された方が対象。専門家が個別に保健指導を実施します。

被保険者（任意継続者除く）は事業所と共同で実施しています。

日帰り人間ドック・脳ドック（検査）

35歳以上の被保険者ならびに被扶養者のうち希望者を対象に、検査費用の一部を補助します。

日帰り人間ドック

自己負担額：年度12,000円（上限）/人

脳ドック（検査）および日帰り人間ドックのオプション脳検査

自己負担額：年度10,000円（上限）/人

※健保契約機関に限る

*年度：H30.4/1～H31.3/31

女性がん検診

子宮がん・乳がん検診を受けた被保険者ならびに被扶養者を対象に、検診費用の一部を補助します。

※治療に関する検査（保険証使用）は対象外

補助金額：年度5,000円（上限）

対象年齢 35歳以上、ただし子宮頸がん検診は20歳以上

※マンモグラフィ検査は2年に1度の補助

*年度：H30.4/1～H31.3/31

胃がんリスク検診（1～3月）無料

35・40・45・50・55・60・65・70歳（5歳ピッチ）の被保険者のうち、希望者を対象に実施します。

※任意継続者は除く



大腸がん検診（1～3月）無料

35歳以上の被保険者のうち、希望者を対象に定期健診時に実施します。

※任意継続者は除く

インフルエンザ予防接種補助（9～2月）

被保険者ならびに被扶養者を対象に、予防接種受診費用の一部を補助します。

補助金額：年度2,000円（上限）/人

*年度：H30.9/1～H31.2末



「KenCoM」（ケンコム）

携帯アプリを利用し健康情報の閲覧や歩数・体重を日々記録できるなど、楽しく健康づくりができます。

対象者：被保険者ならびに被扶養者

KenCoMの利用・登録方法の詳細は平和堂健康保険組合ホームページ「KenCoM」をクリックしてください。

医療費通知（年2回）

医療費通知が医療費控除に活用できます。

1月～6月診療分は8月通知

7月～12月診療分は2月通知



健康年齢案内

健診を受けた被保険者ならびに被扶養者を対象に、健診結果データとご自身の性別・実年齢をもとに算出した「健康年齢」を個別にお知らせします。

ジェネリック医薬品の差額通知

先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額を個別にお知らせします。

（該当者を絞り込んで実施します）

高血圧者への受診勧奨

被保険者ならびに被扶養者で血圧高値者（拡張期100、収縮期160mmHg以上）を対象に受診勧奨します。

こころの相談ダイヤル

人間関係などメンタルに関する悩みを電話で相談できる制度です。お気軽にご相談ください。

TEL. 0120-360-810（通話料無料）



主な保健事業のみを掲載しています。詳しくはホームページをご覧ください。

第2期データヘルス計画とは…

「データヘルス計画」では、健保組合などが保有する健診結果と医療費データ（レセプト）などを分析したうえで事業を計画（Plan）し、実施（Do）します。実施した事業は評価（Check）され、次年度の事業に向けて改善（Act）し、年度ごとにPDCAサイクルを回します。

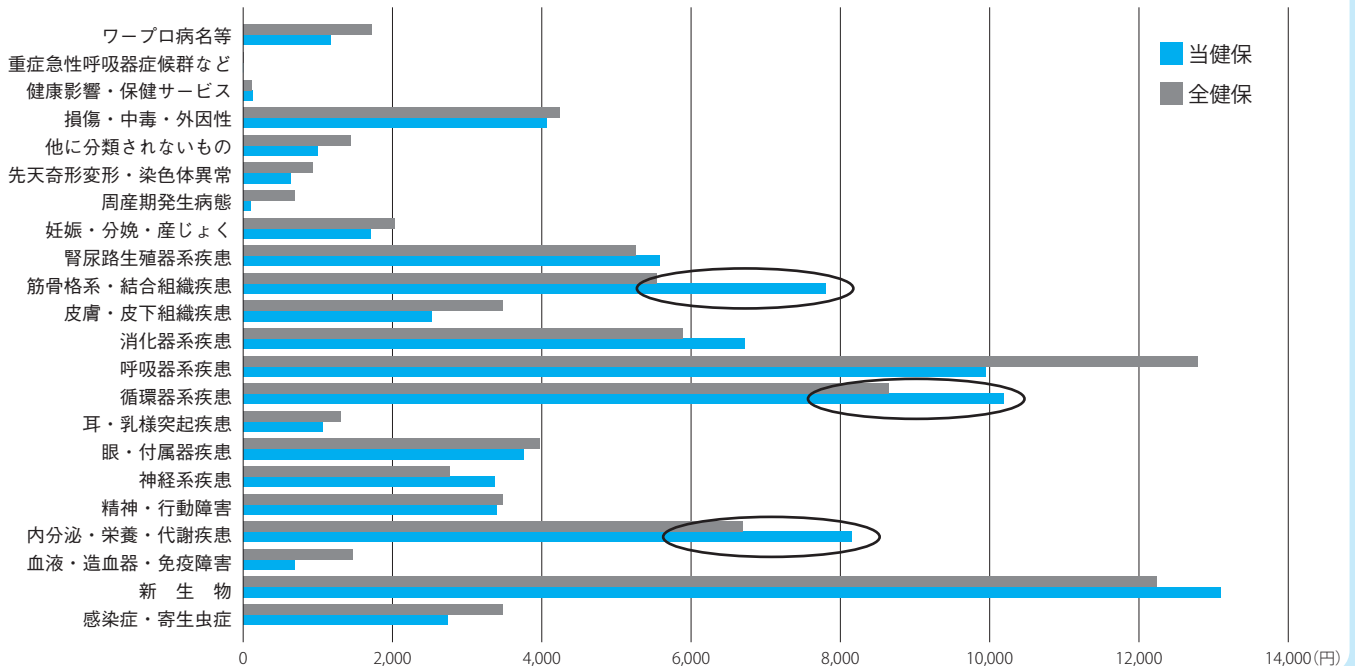
第1期データヘルス計画は2015年度から2017年度までの3年間で実施されました。

2018年度から2023年度までの6年間で第2期データヘルス計画の実施期間になります。第1期データヘルス計画の結果を踏まえ、さらに実効性を上げるポイントとして ①課題に応じた目標設定と評価結果の見える化 ②情報共有型から課題解決型のコラボヘルス体制の構築 ③データヘルス事業の横展開 があります。

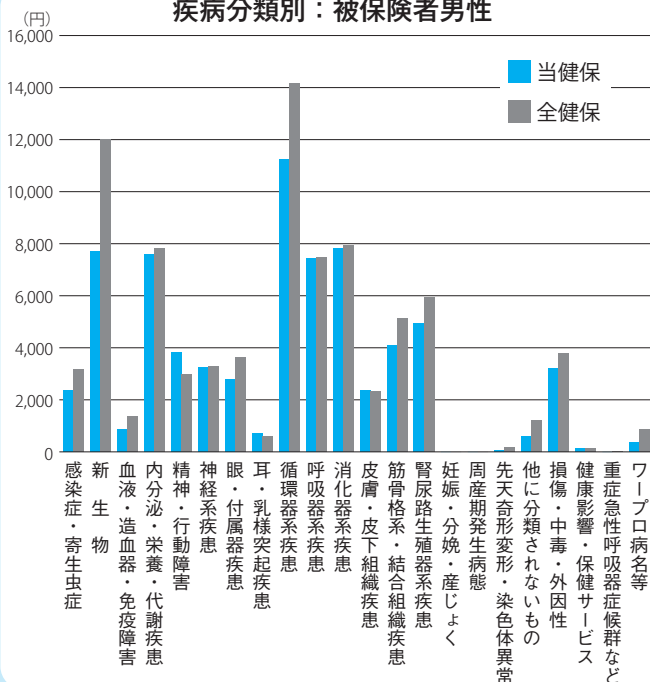


平和堂健保の現状分析（疾病分類別・全健保平均とを比較）

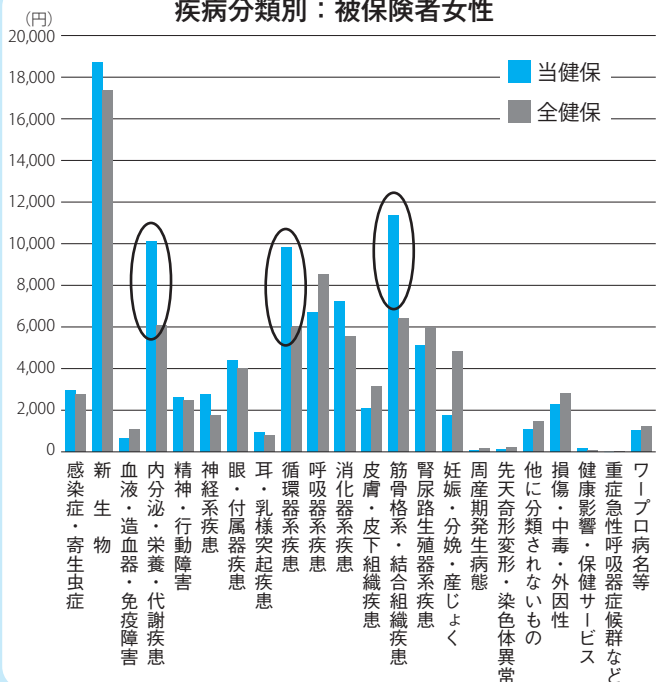
1人あたり疾病分類別医療費：全加入者



疾病分類別：被保険者男性



疾病分類別：被保険者女性



当健保と全健保を比較すると、全加入者では、「循環器系疾患」「呼吸器系疾患」などの『生活習慣病』の医療費が高く、また被保険者男女別で比較するとさらにその傾向が顕著にあらわれています。

金額の上位は「新生物（がん）」で『生活習慣病』が続いています。

分析結果より、『生活習慣病』対策および『がんの早期発見・早期治療』がデータヘルス計画の柱となります。

4月から始まる

禁煙活動支援

平和堂健康保険組合は、禁煙をお考えの方に対して、禁煙活動のサポートを始めます。
被保険者ならびに被扶養者の喫煙者のみなさま、この機会にぜひ卒煙しませんか？

下記の3つの方法があります。

①らくらく禁煙コンテスト（対象者にはこちらからご連絡いたします）

通信制の6週間禁煙プログラム（教材・マニュアルを使用）

補助内容：らくらく禁煙コンテスト参加費用

②禁煙外来治療補助

医療機関で外来治療（保険適用）3カ月実施、その後ご自身で3カ月 禁煙継続

補助内容：卒煙を達成した方に10,000円（ただし、自己負担額が10,000円未満の場合はその実額まで）

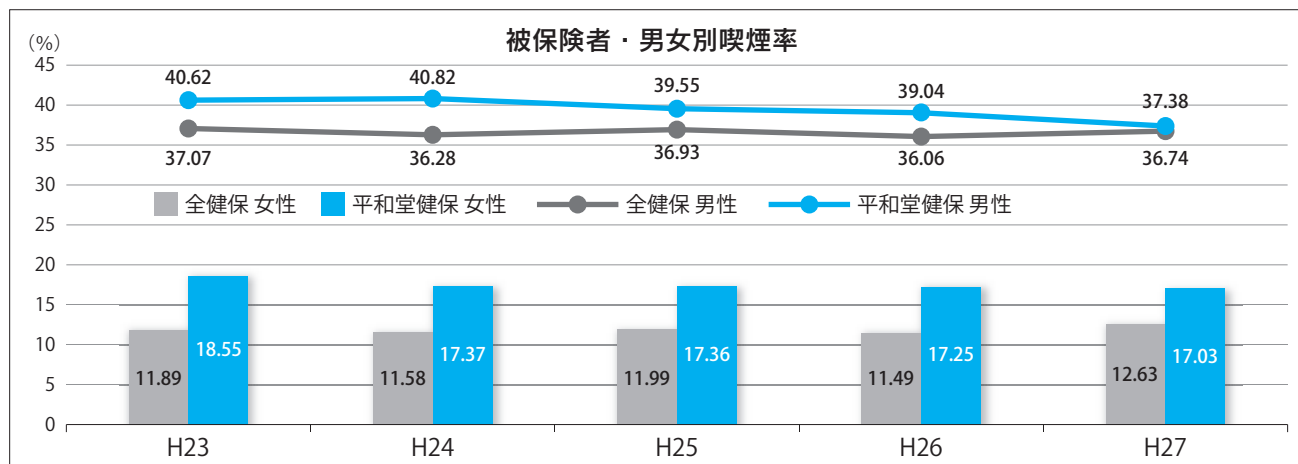
③禁煙補助薬費用補助

薬局等（処方箋なし）で禁煙補助薬使用にて禁煙6カ月実施

補助内容：卒煙を達成した方に10,000円（ただし、自己負担額が10,000円未満の場合はその実額まで）

※①と、②または③を併用していただくことも可能です

詳しくは、4月以降の平和堂健康保険組合のホームページをご覧ください。



糖尿病対策

自覚症状がほとんどなく、元に戻すことは非常に困難な糖尿病。検査結果が基準値を超えているいる方に対し、受診勧奨を実施します。病気の程度や治療が必要かどうかの正しい判断をするために、必ず診察を受け、医師に相談しましょう。

対象者

HbA1cの値が6.5%以上の
被保険者および被扶養者

勧奨方法

対象者に対しアンケートを実施します。その後、保健師が健康相談、アドバイス等の電話をします。医療職からアドバイスを受けるよい機会として、ぜひご活用ください。

医療費控除が平成29年分 から 活用しやすく変わりました

多額の医療費等を支払ったときに確定申告をすることで所得税が還付される、医療費控除。従来よりも活用しやすくなっています。



医療費等の
領収書が不要になり、
『医療費控除の明細書』を
添付します

平成29年分の確定申告から、医療費等の領収書が不要になりました。国税庁のサイトなどから『医療費控除の明細書』をダウンロードし、明細を記入してください。



ただし、領収書は5年間保管する必要があります。

※経過措置として、3年間は従来の領収書による申告も可能です。

『医療費控除の明細書』

※「セルフメディケーション税制」にも、専用の明細書があります。

健保組合発行の
『医療費のお知らせ』が
活用できます

当健保組合が発行（2・8月）する『医療費のお知らせ（医療費通知）』（原本）が活用できるようになりました。『医療費控除の明細書』に添付することで、明細の記入を省略できます。

『医療費のお知らせ』は大切に保管しておきましょう。



●詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。か、住所地を管轄する税務署へお問い合わせください。

平成30年度の 制度改正のお知らせ

入院時の食費負担額が引き上げられます

入院と在宅療養の負担の公平を図る観点から、平成28年4月より食材費相当額に加えて調理費相当額を段階的に負担することになり、平成30年4月からは1食あたり460円になります。

65歳以上の入院時居住費負担額が引き上げられます

医療療養病床に入院している65歳以上の患者の居住費（光熱水費相当）が段階的に引き上げられることになり、平成29年10月から医療区分Ⅰ（医療の必要性が低い）は1日あたり370円に、医療区分Ⅱ・Ⅲ（医療の必要性が高い）は新たに200円負担することになりました。平成30年4月からは医療区分Ⅱ・Ⅲが370円に引き上げられます。

●4月からの入院時の食事療養・生活療養標準負担額一覧（青字は平成30年4月からの変更額）

		医療療養病床		一般病床
		医療区分Ⅰ	医療区分Ⅱ、Ⅲ	
65歳未満	一 般	食費 460 円／食		
	低所得	食費 210 円／食 ※1		
65歳以上	一 般	食 費 460 円／食 居住費 370 円／日	食 費 460 円／食 ※2 居住費 370 円／日	食 費 460 円／食
	低所得Ⅱ 住民税非課税	食 費 210 円／食 居住費 370 円／日	食 費 210 円／食 ※1 居住費 370 円／日	食 費 210 円／食 ※1
	低所得Ⅰ 住民税非課税で所得が一定以下 (70歳以上)	食 費 130 円／食 ※3 居住費 370 円／日 ※3	食 費 100 円／食 居住費 370 円／日 ※3	食 費 100 円／食

指定難病患者は、食費負担（一般は260円／食）のみで、居住費の負担はありません。

※1 入院日数が90日を超えると1食160円。

※2 管理栄養士または栄養士による適時・適量の食事の提供等が基準を満たさない場合は1食420円。

※3 老齢福祉年金を受給している場合等は1食100円、居住費の負担はありません。